

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団
第 28 回理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 東京 2025 世界陸上を通じた都市 PR に係る広告物掲出等業務委託について

「東京 2025 世界陸上を通じた都市 PR に係る広告物掲出等業務委託」について、ワールドアスレティックス（WA）と契約を締結すること。

第 2 号議案 輸送等業務委託の契約変更について

2024 年 12 月に締結した「東京 2025 世界陸上競技選手権大会における輸送等業務委託」について、業務内容や数量等に変更が生じたため、契約変更を行うこと。

第 3 号議案 仮設構築物等整備業務の契約変更について

2024 年 8 月に締結した「仮設構築物等整備業務」について、電源供給方式の変更に伴い、仮設発電機設置の必要性が生じたこと、また、必要な電源の数量等が確定したため、契約変更を行うこと。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事

尾縣 貢

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

令和 7 年 6 月 30 日（月）

4. 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

（1）高度人材受入れについて

2024 年 12 月に構築した高度人材受入制度により、メディア部門において、競技会場等におけるフォトオペレーションを担う人材を受け入れたこと。

5. 理事会への報告を要しないものとされた日

令和 7 年 6 月 26 日（木）

6. 議事録の作成に係る職務を行った理事

尾縣 貢

令和 7 年 6 月 26 日、会長 尾縣貢 が理事及び監事の全員に対して、書面により理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき令和 7 年 6 月 30

日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条及び当財団定款第 37 条の規定に基づく決議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

また、同じく令和 7 年 6 月 26 日、会長 尾縣貢 が理事及び監事の全員に対して、書面により理事会に報告すべき事項について通知を行ったため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 98 条及び当財団定款第 38 条の規定に基づく報告の省略の方法により、当該事項は理事会への報告を要しないものとされた。

上記のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項及び理事会への報告を要しないものとされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

令和 7 年 6 月 30 日
公益財団法人東京 2025 世界陸上財団